

# 令和元年第6回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年9月10日(火) 午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 人権交流プラザ2階研修室

3. 出席委員 (22名)

会長	3番	濱田香	会長職務代理者	9番	田渕緑
委員	1番	家根宗継	委員	13番	岩永正司
〃	2番	川上信温	〃	14番	香川恵一郎
〃	4番	谷口伸樹	〃	16番	福田淳一
〃	5番	小林一	〃	17番	加藤修
〃	6番	大西淳隆	〃	18番	柳田和廣
〃	7番	石谷隆二	〃	19番	田中和美
〃	8番	山田準二	〃	21番	福安重修
〃	10番	建部憲二	〃	22番	砂川重雄
〃	11番	小林勉	〃	23番	福田重彦
〃	12番	猪口実	〃	24番	福安東和

4. 欠席委員 (2名)

委員	15番	山口三子夫	委員	20番	村田幸範
----	-----	-------	----	-----	------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：14名)

旧市	山田義光	旧市	田中順二
旧市	霜田英之	邑美	下田義男
高草	依藤利一	湖南	上根邦十郎
国府町	澤田富雄	福部町	平林久雄
河原町	梶川和生	気高町	藤本武夫
気高町	谷中健美	鹿野町	谷口和人
鹿野町	原田一夫	青谷町	大石剛史

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号	非農地証明について
議案第35号	鳥取農業振興地域整備計画の変更について
議案第36号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第37号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

## 8. 会議内容

議 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第5回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在22名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、17番 加藤委員、18番 柳田委員を指名します。</p>
事 務 局	<p>では、議事に入ります。議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号33番につきましては、菖蒲地内の田8筆、6,913㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から5km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は69アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>
依藤委員	<p>現況は田として利用されております。譲受人は耕作意欲のある方で、取得する農地も効率的に耕作されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
家根委員	<p>推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号33番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号34番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号34番につきましては、鹿野町広木地内の田4筆、気高町上光地内の田2筆、畑1筆、8,295㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p>

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は116アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

原田委員 譲受人は耕作意欲のある方で、取得する農地も計画的に耕作されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断しま

議長 では、質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号34番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  
続きまして整理番号35番を審議します。事務局の説明を求めま

整理番号35番につきましては、鹿野町岡木地内の田 3,198㎡を売買により所有権移転するものです。  
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明しま

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は155アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

原田委員	現況は田として利用されております。譲渡人は後継者がなく貸借していたが、譲受人が購入したいとのことで、耕作意欲もあり所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号35番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 整理番号15番につきましては、墓地を転用目的とするものです。 申請地は、大畑地内の畑1筆、347㎡のうち11.45㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
上根委員	8月30日に担当農業委員と現地確認しました。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員	墓地を移転するため、畑の一部を少し転用し墓地を建てられるようです。隣に既設の墓がいくつも建っていましたが、近所の同意を得ておりますので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号15番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号16番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号16番につきましては、駐車場と宅地拡張を転用目的とするものです。 申請地は、気高町宝木地内の畑2筆、合計面積95.37㎡に対して実測面積合計196.51㎡です。農地区分は、第3種農地、駅・役場等から300m以内の農地に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。

谷中委員	8月29日に担当農業委員と現地確認しました。先月、譲渡人が住宅を取り壊して更地にしておりまして、譲受人の隣にある農地も処分したいということで譲受人が転用されることになりました。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
柳田委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
田中和委員	実測の面積が増えたのは、何が想定されたのでしょうか。
事 務 局	戦後、間もないころの登記で、位置関係とか面積がおかしいので、土地家屋調査士が法務局へ相談され、鳥取市の担当課等と境界立会をして 正常な形の登記にし直して実測面積が増えたようです。
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号16番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号17番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号17番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。 申請地は、国府町町屋地内の田1筆、326㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
澤田委員	9月5日に担当農業委員と現地確認しました。申請地は、長年、農地として利用しておりません。周りは住宅となっています。譲受人は、農地法やら農地転用を全く認識がありません。もう既に造成もされまして、今更、農地に戻さなくても仕方がないのかと思います。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
小林勉委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号17番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号18番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号18番につきましては、太陽光発電施設を転用目的とするものです。 申請地は、福部町湯山地内の田1筆、合計1,480㎡です。農地区分は、第3種農地、駅・役場等から500m以内に該当します。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。

平林委員	8月30日に担当農業委員と現地確認しました。申請地は、許可後に、太陽光発電施設を設置することです。近隣の土地所有者の同意を得ておられます。また、申請人は違反転用等ありません。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
香川委員	担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。付け加えて、申し添えれば、譲受人は、申請の北側に土地を借りて、既に太陽光発電施設を設置しております。申請地と既存の土地との間に30cmくらいの側溝がきちっと作ってありました。南側と東側の隣地の同意書もとってありますし、西側は道路でありますので、問題ありません。また、雨水などの排水も既に作ってありますので、問題ありません。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号18番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  では議案第34号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第34号非農地証明について説明します。 整理番号64番の申請地は、国府町屋地内の田1筆、333㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
澤田委員	7月5日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、庭になっており、宅地として利用されておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
小林勉委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請人は既に転居しており、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号64番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号67番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号67番の申請地は、河原町高福地内の畑3筆、合計1,164㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため自然潰廢および人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。

梶川委員	9月6日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑草・竹が繁茂し山林原野化しており、一部は堤防工事の際に埋め立てられ宅地として利用されておりました。申請地では最低限の維持管理だけがなされておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地および人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
谷口伸委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号67番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号68番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号68番の申請地は、青谷町紙屋地内の畑3筆、合計872㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
大石委員	8月29日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し、山林化しておりました。現地まで行こうとしましたが、進入路が無かったため、航空写真で判断しました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地周辺も山林化しているため、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号68番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号69番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号69番の申請地は、鹿野町広木地内の田1筆、426㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
原田委員	9月3日に申請人、担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、以前は梨の樹園地として利用されていたようですが、雑草・雑木が繁茂し、山林化しておりました。現地まで行こうとしましたが、進入路が無かったため、航空写真で判断しました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりであり、申請地は当時、ほ場整備の対象から外れた山間部に位置する農地であるので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号69番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号70番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号70番の申請地は、浜坂六丁目地内の畑1筆、50㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山田義委員	9月5日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、耕作放棄された雑種地となっております。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
会長職務代理者	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
濱田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号70番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号71番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号71番の申請地は、立川町五丁目地内の田1筆、220㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
田中順委員	9月5日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、申請地に隣接する宅地と一体的に駐車場および庭として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
濱田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号71番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第35号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第35号鳥取農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について説明します。 協議番号鳥取1につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。  土地の所在は、数津地内で田2筆、2922㎡を除外するものです。除外の理由は、資材置場を設置するためです。 以上で説明を終わります。



議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
霜田委員	9月1日に担当農業委員と現地確認しました。現地は、一切耕作をしていない土地でした。申請地は、譲受人のすぐ隣になります。水路等もあるんですが、影響はありません。農道以外から出入りできます。近隣の住民から悪臭がするのではないかと問われ、現地の中に入れてもらいましたが、そういうものは一切ありません。除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
岩永委員	担当推進委員の報告のとおりで、今、悪臭の話がありましたが、県道や国道の法面の雑草を堆肥化する事業をやっておられます。堆肥の発酵に対しては、発酵菌を利用して、良質な堆肥を生産され、匂いは一切問題はなかったです。除外することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 協議番号鳥取1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  続きまして協議番号鳥取2を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	協議番号鳥取2につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。  土地の所在は、八坂地内で田1筆、436㎡を除外するものです。除外の理由は、駐車場を設置するためです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
下田委員	8月29日に担当農業委員と現地確認しました。除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議長	担当農業委員は欠席です。 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 協議番号鳥取2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  続きまして協議番号鳥取3を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	協議番号鳥取3につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。  土地の所在は、西円通寺地内で田1筆、211㎡を除外するものです。除外の理由は、駐車場を設置するためです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
下田委員	8月29日に担当農業委員と現地確認しました。除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議長	担当農業委員は欠席です。 では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 協議番号鳥取3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  続きまして協議番号鹿野1を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	協議番号鹿野1につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。  土地の所在は、鹿野町岡木地内で田3筆、3305㎡を除外するものです。除外の理由は、店舗を設置するためです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷口和委員	8月29日に担当農業委員と現地確認しました。県道端でございますので、水路の関係はどうかと思いましたが、支障がないようです。除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりであり、除外することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 協議番号鹿野1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  続きまして協議番号鹿野2を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	協議番号鹿野2につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。  土地の所在は、鹿野町乙亥正地内で田2筆、2023㎡を除外するものです。除外の理由は、店舗を設置するためです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
谷口和委員	8月29日に担当農業委員と現地確認しました。申請地の近くに道の駅が出来たり、店舗が出来ました。除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりであり、除外することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 協議番号鹿野2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  続きまして協議番号青谷1を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局	協議番号青谷1につきましては、農業振興地域内農用地区域から除外する土地について、鳥取市長から意見を求められています。 土地の所在は、青谷町青谷地内で田2筆、2040㎡を除外するものです。除外の理由は、店舗を設置するためです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
大石委員	8月29日に担当農業委員と現地確認しました。除外目的は妥当であり、周辺農地に影響はありませんので、除外することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	担当推進委員の報告のとおりであり、除外することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 協議番号青谷1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第36号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第36号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和元年9月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。  利用権を設定しようとするものが、新規23件、更新3件、合計26件で、面積は、田55,085㎡、畑14,119㎡、その他5,236㎡、合計74,440㎡です。  権利種別の内訳は、賃借権11件、使用貸借による権利15件、所有権移転3件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第37号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第37号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。  今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田55,085㎡、畑7,677㎡。権利種別の内訳は、賃借権23件、使用貸借による権利22件となっています。  農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 農地法第4条第1項第8号の例外規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</p>
議 長	<p>その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)</p>
議 長	<p>検討事項について、令和元年度の鳥取市農業施策に関する意見書の作成について、事務局説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>8月9日に行われました、谷村農林水産部長をお招きして行いました「意見交換会」ですが、1枚ものの紙で令和元年度農地利用最適化推進施策の改善についての意見書で会議録の方から事務局が抜粋して令和元年度農業施策に関する意見書(案)としてお配りしています。もちろんこれで決まりではありません。会議録以外の意見もお願いします。別途、意見をお願いしたところ、依藤委員からご意見をいただき別紙に載せています。併せてご覧ください。</p>
議 長	<p>意見書提出のスケジュールの方はどうですか。</p>
事 務 局	<p>できれば、来年の予算措置に間に合うように、来月くらいに案の方をまとめていただき、提出と考えております。不手際でこちらの会議録の配布が遅れましたこと、お詫び申し上げます。</p>
議 長	<p>次回10月には、大方の原案をもって皆さんに見ていただいて提出という運びになるようです。皆さん思いがあると思いますので、事務局に意見を連絡等をお願いします。なにか意見があれば。</p>
福田淳委員	<p>有害鳥獣の件がないが。</p>
事 務 局	<p>項目2の最後の方に少し載せております。ご意見等ありましたらお願いします。</p>
小林一委員	<p>農業委員会の中で担い手育成・新規就農者の確保というのは大きな課題があると思います。これに絡めて要望事項を1つ申し上げます。 鳥取市は国府町にとっとりふるさと就農舎という新規就農に係る育成のための施設を設けています。現在は鳥取市農業公社が指定管理者になって運用していますが、本年度をもって運用期間が契約切れとなるそうです。 とっとりふるさと就農舎における今の研修生は宿泊を伴って施設を活用しながら研修する人は実在しない状況です。とっとりふるさと就農舎というのは全国でも自治体が新規就農者の育成に向けて設置した施設なので、当初目的を十二分に果たすように市としても支援策を講じるように動いていただきたい。 そのため鳥取市農業委員会としての方針を要求書等を通じて明確にしておくことが重要だと考えますのご提案をさせていただきます。</p>
議 長	<p>はい、よろしく申し上げます。</p>

山田委員 今のことについての応援になるんですけども、議事録（意見交換会）を見ていただければ分かるように最後に申し出をさせていただきました。部長さんの方には検討していきたい。といただいています。検討していきたい、今後は十分検討を進めておられるとっておりますので、この検討の方向での応援ができるような農業委員会としての意見書をぜひまとめていただきたい。  
市の方の検討結果について後押しの意見書をまとめていただきたい。

田中委員 すぐなるんですか。

山田委員 私の家の近くにあるものですから。研修生は今の所おられません。全部農家に委託に出されてしまいます。農業研修生として生徒は受け入れがなくて、担い手育成機構の研修で農家に入っています。  
宿泊施設は短期間の研修希望の高齢の方が使用しています。県外とか自宅から通えない人も使用しています。また、今ある圃場を使って研修しています。圃場管理と指導は農協から出向している人がしています。

議長 担い手育成が大きな目標となりますので、農業委員会の係りで応援ができるような意見書が盛り込めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

田中委員 問題があったから市の方で検討させてほしいという部分があったんですよ。検討というのがどういう形のものであったのか、全然、農業委員会には報告も何もないんですよ。就農舎の実態を含めて。市が行って今までかなりの卒業生がいるところである。そこで市が説明不足において、検討させてもらうという中で、何の部分も見えてこないのは異常です。ただ県があるからそっちへ行こうというのはおかしい。

議長 今までたくさんの卒業生が就農されているということですので、今後、また地域で人・農地プランの策定の話し合いがもたれると思いますので、その時には就農しておられる研修生を話し合いの中に誘っていただいて、地域の農業者一丸となって、農業委員会を含めて、今後について進めて行く方向で。関係性については今後深めていくことで。

田中委員 農業委員会が主導して、そういう意見交換の場を持つんですか。各地域で。

議長 持つことになりました。

田中委員 いつからですか。

議長 スケジュールのことですか。すいません事務局お願いします。

局長 先程会長が言われたのは、人・農地プランの中で農業委員さんも推進委員さんもコーディネーター役ということで、賛同して進めて行くというところで、農業委員会が音頭を取ってということではないです。  
基本的に話し合いのまとめ役というのは、農政企画が担当ですけども、農業委員会も全く知らないという訳ではなく、積極的に参加して話し合いの中に混じっていく、という事です。

田中委員 人・農地プランがどこの地域でいつあるのか教えてほしい。

局長 どんな日程でやるかはまだ聞いてませんし、まだ決まってないと思います。ただしそういうことが決まって研修もしたいなと思っていますし、研修も受けながら知識も入れて会合に向かって行きたいなと思っています。

田中委員 結局、ほかの場所でも出たんですけど、鳥取市の農業委員会で決定することは3条、4条、5条が主なんですよ。  
他のことについては皆さんが寄っているところで決議も何もないのではないんですか。私はそういう風に痛感しております。

議長 許認可は大切な業務です。農業委員会の中での組織の方向性というのは、私たちが一丸となって進めていくというスタンスで間違いないと思います。

田中委員 人・農地プランで過去にやった地域のデータが欲しいんですが。

議長 それは4月に皆さんに配布済みです。この度の法改正で農業委員・農地最適化推進委員が話し合いの中でコーディネーター役として、しっかりと係っていくという事が明文化されました。しないとか、出来ないという事はありませんので、必ず係っていただくという方向で今進すんでおります。  
農政企画課の方でプランの話し合いが開催された場合には、その時は必ず参加していただけたらと思っております。

建部委員 各ブロックで意見交換しまして、回答を提出しましたがどうなっていますか。

事務局 8月26日から9月5日まで各ブロックで説明を申し上げました。様々な意見をいただいております。会議録を要約版になろうとは思いますが、まとめまして配布をしていくように予定しております。

依藤委員 経営に対する支援が入っているので、鳥取市が行う人・農地プランも農業委員・推進委員と一緒にやっていかないといけない。  
市の農業施策と農民とどうして融合していくべきか。遊休農地の解消が一番大事だと思っています。また、優良農地を守っていくのも大事だと思います。

議長 優良農地守っていくような応援をしてほしい。そういう事を盛り込んでほしいという事ですね。

大石委員 経営に関連して、農地がもし価値があれば荒廃することはないと思う。荒廃するのは農家がもうからないから。儲かるような研修会を開催してほしい。儲かる農家の人の話を聞きたいのでよろしくをお願いします。

議長 そうですね。品目を提案してもらうとか。儲かる農業の仕組みを作っていくという事が大事だと思います。意見書の中に盛り込んでいただきたい。

事務局 2. 令和元年度農家相談会に日程については庁舎移転で1週間ほどずれています。案件の方ありましたらお伝えします。  
3. 新本庁舎移転の詳細については冒頭に局長の説明がありましたので、特に説明は行いません。新本庁舎での農業委員会事務局は今度4階の奥です。見学会が10月4日～5日で一般市民向けの見学会となります。詳細は市報の9月号12ページに詳しく書いてありますので、個別に行かれる方がおられましたら市報の方見ていただければと思います。

議長 その他はありませんか。

事務局 レジメの後ろの方、定期総会の日程の方11月から12月、2月から3月は新本庁舎の会議室6階になります。11月人権交流プラザと書いておりますが、本日、新本庁舎の会議室が予約が取れましたので変更になります。

議長 4. その他お願いします。

山田委員 視察報告書について、皆さんの感想を出してもらったところ、世羅町の「非農地の一括処理」は鳥取市もやった方がいいのではないかと意見が多かった。この件についての方向決めをしていただきたい。

事務局 鳥取市の農地パトロールの中で、非農地だということで、山林や原野になっているというのは、判定はパトロール（農地の利用状況調査）をしていただいていたんですが、鳥取市の農業委員会としてはそこ止まりなので。悪い言い方になるんですけど、地区担当されている農業委員さん推進委員さんレベルでの非農地判定になりますね。  
本年度モデル的に実施させていただきたいなと思っているんですけども。これを地区レベルではなく、鳥取市の農業委員会としても非農地なんだと、非農地の判定をする。そこから法務局の方へ職権で登記をしてしまう。これをモデル的に実証させていただければなと思っています。

		登記までをしてしまう考えですか。との声あり。
事務局		順を追って、登記までは検討したいと思います。もし登記をするという流れになれば事務局の方が、1回に一千筆までになりますので、実証するとしても一千筆までとなります。鳥取市の中で非農地判定をしている筆が2万5千筆ほどありますので、現状では25回に分けて非農地の登記をしていくことになりますので、なかなかすぐの話しにはならないんですけど、道筋を立てることができれば、いいのかなと考えております。
議長		私がイメージしていたのは、B判定した地権者さんに非農地だという通知をして、個人の財産ですので、一括して市の方がというのは危険な感じがします。
事務局		登記をする前段では、もちろん通知をさせていただいて、そこで登記をしても問題がないですよということであれば登記をして行くという事を考えています。すいませんまだ検討段階です。
議長		世羅町では一括で行政機関が登記をするのではなく、非農地の地権者さんに連絡をして、地権者さんが登記をするという事でした。 それには1筆ずつに費用が掛かるようで、市の権限で登記をするとその費用がいらぬという事ですね。メリットはあるんですけども、危険もはらむところもある。 それが岩美町は申請したけどもできなかった。行政書士さんの個人の営業の妨害に当たる。 なかなか難しいことが起こることもありますので、私の考えでは、まず、非農地の通知を事務局の方から出してしまっ、自分の農地がそこにあることすら知らない人に、お知らせする意味もありますし、きっちとそれから処理をしていただける方には、非農地化を進めて行くことからひとつずつ進めていけたらいいな。と思っています。 皆さんの意見は何かありますか。
山田委員		このメンバーの中で半分の方は知らないわけです。世羅町のやり方がどういうものかという事を全員が同じレベルになるまでは勉強して、それから提案していただいて、鳥取市はどのように進むかを検討するべきだと思います。
議長		そうですね。事務局説明をお願いします。
事務局		視察に行かれてない方につきましては、世羅町からいただいた資料の方のコピーを付けております。分かりにくいとは思いますが、そのようなところはこの農業委員会の場でどのような形であるのか、また非農地通知の発送に向かって進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
議長		という事です。ですので非農地通知をした場合は、次からはそこはパトロールをしなくていいという、農業委員会の委員の業務としても、とてもスムーズな仕事ができる。という事でぜひ進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。また会を持ちたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
会長職務代理者		本日の会合は終了です。それでは令和元年度第6回農業委員会総会定例会を閉会といたします。